

新発田市こども基本条例

逐条解説資料

令和 7 年 4 月 新発田市

1 条例制定の背景

本市では、こども施策を市の重要施策の一つと位置付け、「新発田市子ども・子育て支援事業計画」（第1期：平成27年度～令和元年度、第2期：令和2年度～令和6年度）に基づき取り組んでいます。

その一方で、児童虐待・家庭児童相談事案や不登校事案の増加、子どもの貧困問題、顕在化しにくいヤングケアラーなどへの対応が喫緊の課題となっています。

あわせて、国においては、平成6年に「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」を批准し、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年）、「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年）、「いじめ防止対策推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年）が制定されるなど、法整備が行われているにもかかわらず、児童虐待、不登校、いじめ、子どもの貧困など、こどもに関わる課題が大きな社会問題となっています。

また、「児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）」において、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、児童が権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を優先されること等の理念が明確化され、令和4年6月には、こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）が制定され、国においても、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しし、「こどもまんなか社会」を目指して取組をしていくこととされました。

こうした状況の中、こども施策のより一層の推進を図るためには、行政だけでなく、社会全体でこどもや子育て家庭を支援する機運の醸成が必要であり、未来を担うこどもたちが、自分らしくいきいきと健やかに成長できるよう、こどもの権利が保障される社会の実現を図るとともに、こどもに関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定するものです。

2 条例の制定までの経緯

この条例を制定するにあたり、庁内の「新発田市子ども・子育て支援事業庁内推進委員」で議論を進めたほか、有識者で構成される「新発田市子ども・子育て会議」において、事務局にて作成した条例素案に関する審議を行い、専門的観点から御意見をいただきました。

あわせて、市内の学校に通う小学校1年生から中学校3年生、市内に在学する高校生、18歳以上の市民、関係者に対するアンケート調査を行ったほか、小学生から大学生までを対象に「子どもワークショップ」を行い、こどもたちから意見聴収を行いました。

(条例制定までの経過)

日程	会議名・検討内容
令和 6 年 4 月 15 日	第 1 回 庁内検討委員会 意見聴収（アンケートやヒアリング等）
令和 6 年 5 月 24 日	第 1 回 新発田市子ども・子育て会議 アンケートの方法や、こども条例の内容について
令和 6 年 6 月 4 日	第 2 回 新発田市子ども・子育て会議 こども計画のアンケートについて
令和 6 年 6 月 4 日 ～ 令和 6 年 6 月 30 日	こども条例に関するアンケート調査実施 対象者 小学校 1 年生～中学校 3 年生（小学校 3・5 年生、中学校 2 年生除く）、市内の高校学校に在学する高校生、18 歳以上の市民、各施設
令和 6 年 7 月 29 日	第 3 回 新発田市子ども・子育て会議
令和 6 年 8 月 3 日 令和 6 年 8 月 10 日	ワークショップ開催 小学生～大学生対象 1 回目 子どもの権利ってなんだろう？ 参加者 小中高校生 6 名、大学生 8 名 2 回目 「子どもにやさしいまち」ってどんなまち？ 参加者 小中高生 7 名、大学生 12 名
令和 6 年 10 月 15 日	第 2 回 庁内検討委員会 条例骨子案について
令和 6 年 1 0 月 28 日	第 4 回 新発田市子ども・子育て会議 条例骨子案について
令和 6 年 11 月 15 日 ～ 令和 6 年 12 月 14 日	パブリックコメントの実施
令和 6 年 12 月	第 5 回 新発田市子ども・子育て会議 新発田市こども基本条例（案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について
令和 7 年 2 月	令和 7 年新発田市議会 2 月定例会へ条例案の上程
令和 7 年 3 月 1 3 日	新発田市こども基本条例制定
令和 7 年 4 月 1 日	新発田市こども基本条例施行

3 条例の内容について

■前 文

全てのこどもは、一人ひとりかけがえのない存在であり、輝く個性と無限の可能性を秘めています。

こどもは、それぞれ、安心できる場所で、自分らしさを大切にされ、自由に学び、探求することができるとともに、愛されて育ち、幸せを感じることができなければなりません。

こどもは、地域の宝であり、未来を築く希望です。

市内のこどもたちから次のような思いや願いが届けられています。

「私たちは、城下町の歴史が感じられるお城や庭園、こころもからだも温まる温泉、のどかに広がる田園風景が大好きです。」

「私たちは、ありのままの自分を大切にしたいと思っています。」

「私たちは、一人ひとりやりたいことやできることが違っていています。そんな個性や違いを認めてほしいです。」

「私たちは、人として大切にされる、安心できる場所を求めています。」

「私たちの話にしっかりと耳を傾け、私たちを受け入れてほしいです。」

「新発田が大好きな私たちのことを大切にしてください。」

新発田市は、地域に愛着と誇りをもち、夢や希望に向かって、生きていくことができるこどもを育みます。

そして、未来を担う市内のこどもたちの願いが叶えられるよう、真剣に全てのこどもの声と想いに耳を傾け、一人ひとりの個性とこどもの権利を尊重し、こどもの最善の利益は何かを考え、「こどもにやさしいまち」をつくるため、この条例を定めます。

【説明】

- ・新発田市こども基本条例には前文を置いています。
- ・前文は条例制定に係る背景や趣旨、目的などを記述していることから、その内容により直接法令上の効力が生じるものではなく、各条文を規定するうえでの基本的な考え方となるものです。
- ・条例に関心を持ってもらい、こどもにもわかりやすくするため、「こどもたちのことば」を掲げた特徴のある前文にしています。この前文にある「こどもたちのことば」が実現できるこどもにやさしいまちを目指すこと、また子どもの権利条約に基づき、市民とともに、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指すことを明らかにしています。

■ 第 1 章 総則

目的（第 1 条）

（目的）

第 1 条 この条例は、こども・子育てについて、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、市民、育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「育ち学ぶ施設の関係者」といいます。）並びに事業者の役割を明らかにするとともに、こども施策（こども基本法（令和 4 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 項に規定するこども施策をいいます。以下同じです。）を総合的に実施するための基本となる事項を定めることにより、こどもの権利が尊重され、こどもが健やかに成長し、幸せに暮らすことができるまちを実現することを目的とします。

【説明】

- ・この条例を定める目的は、こどもが幸せに暮らすことができるこどもにやさしいまちを実現することと規定しています。
- ・こどもは家庭、育ち学ぶ施設など様々な環境の中で育ち学ぶことから、市や保護者等の役割を明らかにしたうえで、こども施策を実施することが必要です。

定義（第2条）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) こども 心身の発達の過程にある者をいいます。
- (2) 市内のこどもたち 市内に居住し、通学し、又は通勤するこどもをいいます。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいいます。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者（こどもを除きます。）をいいます。
- (5) 育ち学ぶ施設 学校、保育園、認定こども園、児童福祉施設その他こどもが育ち、学ぶために利用することを目的とする施設をいいます。
- (6) 事業者 市内に事業所を有し、又は市内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいいます。

【説明】

本条例を解釈するうえで必要な用語の定義を定めたものです。

（1）（2）こども、市内のこどもたち

こども家庭庁が発行しているリーフレットには「こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体が発達の過程にある人を「こども」としています。」と書かれています。

この条例でも、こども基本法の考えに基づいて対象となる「こども」を定義していますが、個別の施策の実施にあたっては、施策ごとに対象となる年齢等の範囲を定めます。

この条例では、新発田市に住所を有するこどものほかに、市内に住所が無くても、通園・通学・入所・利用しているこどもも対象としています。

（3）保護者

こどもに対し親権を行う父母や養親だけでなく、死亡等により親権者がいない場合の未成年後見人のほか、こどもを実際に監護している里親や児童養護施設の長などが含まれます。なお、「監護」とは、監督し、保護することを意味し、ここでは、未成年のこどもと生活を共にし、身の回りの世話をしたり、しつけや教育することを意味します。

（4）市民

新発田市に住んでいる人だけでなく、市内で働く人、市内の学校に通う人も含まれます。（こどもは除く）

（5）育ち学ぶ施設

市内にある小学校、中学校、高等学校、大学等の学校、保育園、認定こども園、児童館、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業を行う施設などをいいます。

（6）事業者

市内に事業所を有し、又は市内で事業活動を行う全ての人や団体をいいます。営利を目的としないNPO法人なども含みます。

基本理念（第3条）

（基本理念）

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進するものとします。

- (1) 全てのこどもが個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにする等、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び新発田市差別のない人権が尊重されるまちづくり条例（平成25年新発田市条例第46号）の精神にのっとり、こどもの有する権利を尊重し、擁護すること。
- (2) 全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保し、その意見を尊重する等、こどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を優先して考慮すること。
- (3) 全てのこどもが自分らしく成長できるように、こども及びその保護者が、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を受けられ、家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる環境を整備すること。
- (4) 市、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者が、それぞれの役割に応じて、自主的かつ主体的に責務を果たすとともに、互いに連携協力し、こども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいいます。以下同じです。）に総合的に取り組むこと。

【説明】

市全体で共有すべき基本的な考え方である基本理念を定めたものです。

- ・第1号では、日本国憲法や児童の権利に関する条約等に対応し、心身の健やかな成長が妨げられることがないように、こどもの人権尊重を明らかにしています。
- ・第2号では、こどもは、成長段階に応じた学びや遊びを通じて、自分の意見が地域や社会に反映されることで、自らが社会の一員であることを自覚できるようになることから、こどもの最善の利益が第一であることを示しています。
- ・第3号では、希望する誰もが安心してこどもを生み、育てることができるよう、出産・子育てに対する経済的負担や不安などを軽減し、子育てやこどもの成長に喜びをもって向き合える環境整備の必要性を示しています。
- ・第4号では、こどもへの支援をより効果的に実施するためには、こどもの養育及び発達についての第一義的責任のある保護者はもとより、市、市民、育ち学ぶ施設及び事業者がそれぞれの役割を認識し、相互に連携しながら、こどもの成長段階に応じて切れ目なく継続的に支援する

必要について示しています。

解説 「こどもの権利」とは

こどもの権利とは、こどもがもつ人権のことです。児童の権利に関する条約では、以下の4つの原則があります。

【4つの原則】

①差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

②子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

③生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

④子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

また、条約に定める権利には、大きく分けると以下の4つの権利があります。

【4つの権利】

①生きる権利 住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

②育つ権利 勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

③守られる権利 紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

④参加する権利 自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

出典：日本ユニセフ協会 子どもの権利条約サイト

これらの権利は、この条例の制定により認められるものではなく、誰もが生まれながらにして持っているものであり、日本国憲法や児童の権利に関する条約及びこども基本法で保障されているものです。

解説 児童に関する権利条約とは

「児童の権利に関する条約」は、子どもの権利を国際的に保障するために定められた条約で、1989年（平成元年）の国連総会において採択され、1990年（平成2年）に発効しました。日本は1994年（平成6年）に批准しました。

条約の中では、18歳未満の子どもを権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。

解説 こども基本法（抜粋）

（基本理念）

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

■ 第2章 責務及び役割

市の責務（第4条）

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、国、新潟県、他の地方公共団体その他の関係機関等（以下「関係機関等」といいます。）と連携し、こどもの最善の利益を優先して考え、こども施策を実施します。この場合において、こども施策の対象となるこどもの範囲は、施策ごとに定めるものとします。

2 市は、こども施策の一層の充実を図るため、必要な環境の整備を行います。

3 市は、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者が、それぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援及び相互の連携に努めます。

【説明】

- ・第1項では、全てのこどもに対する支援について、基本理念にのっとり、こどもの最善の利益を第一に考え、総合的かつ計画的にこども施策を推進することを規定しています。
- ・第2項では、こども施策の幅広い展開及び一層の充実を図るために必要な体制等の整備及び必要な財政上の措置をすることを規定しています。
- ・第3項では、こども施策に関わる関係者が連携してそれぞれの役割を果たし、効果的な支援が円滑に実施できるよう、関係者同士の調整などを行うことを規定しています。

保護者の役割（第5条）

（保護者の役割）

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、こどもの権利について理解した上で、子育てについて第一義的責任を有することを認識し、こどもの最善の利益を考えるとともに、こどもの個性を尊重し、こどもが心身ともに安らかで健やかに育つ家庭づくりに努めるものとします。

2 保護者は、家庭がこどもの心身の成長や人格形成に基本的な役割を果たすことを自覚し、こどもが社会生活を営むための基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、愛情をもってこどもの成長や発達に応じた養育に努めるものとします。

【説明】

- ・ 児童の権利に関する条約の第18条では「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」と規定しており、こども基本法第3条においても「こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有する」と規定されていることを踏まえ、保護者の役割を示しています。
- ・ 第1項では、保護者が、子育てについて最も重要な役割を担う存在であると規定しています。
- ・ 第2項では、社会生活を営むうえで基礎的な生活習慣を身につけさせることが家庭において重要であることと、こどもの年齢や成長に応じた子育ての必要性について規定しています。

市民の役割（第6条）

（市民の役割）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、地域のこどもに関心を持ち、地域において積極的に交流し、地域の関わりの中で健やかに育つ環境づくりに努めるものとします。

2 市民は、子育てに関する知識や経験を共有し、こども施策及びこども・子育て支援に関する取組に協力するよう努めるものとします。

【説明】

- ・第1項では市民が基本理念にのっとり、こども施策の重要性に関心・理解を深めるとともに、こどもたちの見守り活動などを行いながら、こどもが安心して気軽に交流できる場や遊びの機会の提供などにより、健やかに育つ環境づくりに努める必要があること規定しています。
- ・第2項では地域社会の一員として、こども施策及び子育て支援に関する取組に協力する役割があることを規定しています。

育ち学ぶ施設の関係者の役割（第7条）

（育ち学ぶ施設の関係者の役割）

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、基本理念にのっとり、こどもの健やかな成長にとって重要な役割を果たす場であることを認識し、市、保護者、市民及び事業者と協力して、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとします。

- (1) こどもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付けることができるよう支え、こどもの意見を尊重し、ともに考える機会を確保すること。
- (2) 学び、体験、遊び等を通じて、豊かな人間性や社会性を身に付け、こどもが持つ能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、必要な支援を行うこと。
- (3) こどもの安全を確保し、差別、虐待、体罰、いじめその他の問題からこどもを守り、こどもが安心して過ごすことができる場となるよう、必要な支援を行うこと。

- ・第1号及び第2号では、こどもが成長段階に応じて、自ら学び、健やかに育ち、社会の中で生きていける力を身に付けることができるよう支援に努めることを規定しています。
- ・第3号では、育ち学ぶ施設において、こどもが差別、虐待、体罰、いじめ等の重大な人権侵害に遭わないよう様々な面から守り、こどもが安全に安心して生活を送れるよう必要な支援を行うことを規定しています。

事業者の役割（第8条）

（事業者の役割）

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、子育てに関する理解を深めるとともに、こどもを養育する従業員が子育てと仕事を両立することができるよう、就労環境の整備に努めるものとします。

2 事業者は、地域社会の一員として、市、市民及び育ち学ぶ施設の関係者が行うこども施策及びこども・子育て支援に関する取組に協力するよう、努めるものとします。

【説明】

- ・第1項では事業者は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフバランス）に配慮し、子育てに関する理解を深めることや、従業員が子育てと仕事を両立できる職場環境を整備するよう努めることを規定しています。
- ・第2項では事業者は、地域社会の一員として、市、市民、育ち学ぶ施設が行うこどもの健やかな成長につながる支援に対して協力するよう努めることを規定しています。

■ 第3章 施策の実施

切れ目のない支援（第9条）

（切れ目のない支援）

第9条 市は、市民が安心して子どもを生み、育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てのそれぞれの段階に応じた切れ目のない支援を行います。

【説明】

・結婚、妊娠、出産、乳幼児期、学童期及び思春期など、それぞれの時期や進学などのライフステージの変化に伴う問題や悩みがあり、それらがこどもの夢や希望の実現を妨げたり、保護者が子どもを産み育てることに喜びを感じられない要因となる恐れがあります。

子育てへの不安を軽減し、子育てを楽しめるよう、妊娠や出産及びその後のこどもの成長段階や状況に応じた切れ目のない総合的で継続的な支援に取り組むことを規定しています。

安全で安心な環境の整備（第10条）

（安全で安心な環境の整備）

第10条 市、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもを犯罪、事故、災害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境（ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他インターネットを通じた媒体によるものを含みます。）から守るための安全な環境づくりに努めます。

【説明】

・子どもたちが安全で安心して過ごすことができるよう、交通事故や犯罪、災害等から子どもを守るための環境を整備し、関係機関と連携した啓発、訓練、交通安全指導等を行うことを規定しています。

こどもの居場所づくり（第 1 1 条）

（こどもの居場所づくり）

第 1 1 条 、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、こどもが安心して自分らしく過ごすことができるよう、様々な体験を通して、豊かな人間性及び社会性を育むことができるこどもの居場所づくり並びにその居場所の充実に努めます。

【説明】

- ・こどもの居場所とは、ありのままのじぶんでいることができ、安心して過ごし、遊び、学び、様々な体験ができる場所を指します。こどもが健やかに成長するためには、こどもの居場所があることが重要です。居場所づくりにあたっては、こどもの自主性を大切にし、大人が居場所を与えるのではなく、こどもの声を聴きながら一緒に居場所づくりに取り組むことを規定しています。

子育て家庭等への支援（第 1 2 条）

（子育て家庭等への支援）

第 1 2 条 市は、保護者が子育てをするに当たり、必要に応じて経済的及び社会的支援を行うとともに、市民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び関係機関等と連携し、又は協力し、保護者が安心して子育てができるよう努めます。

2 市は、障がい、虐待、いじめ、不登校、経済的困難その他困難な問題を抱えるこども及びその保護者の把握に努めるとともに、市民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び関係機関等と連携し、又は協力し、それぞれの状況に応じた支援を行います。

【説明】

- ・第 1 項では、子育てには、経済力も気力も体力も必要となることから、子育て世帯の負担を少しでも軽減し、こどもを育てたい、このまちに住み続けたい、と思えるまちになるように、市民、育ち学ぶ施設の関係者、国・県等と連携して保護者を支援することを規定しています。
- ・第 2 項では、様々な困難を抱える家庭について、家庭の状況を把握したうえで、市民、育ち学ぶ施設の関係者、国・県等と連携・協力して支援することを規定しています。

相談支援体制の充実（第 13 条）

（相談支援体制の充実）

第 13 条 市は、こどもからの相談及びこどもの成長又は子育てに関する様々な悩み等に対して、関係機関等と連携し、速やかに対応するとともに、安心して相談できるよう、多様な相談機会の確保及び支援体制の充実を図ります。

【説明】

- ・市は市民、育ち学ぶ施設の関係者、国・県等と連携し、こどもや保護者が安心して相談できる体制の充実に努めるよう必要な施策を講じることを規定しています。

■ 第4章 施策の推進

こどもへの情報提供（第14条）

（こどもへの情報提供）

第14条 市、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、自らが行い、又は協力するこども施策及びこども・子育て支援に関する取組について、こどもが理解を深め、自分の意見を形成できるよう、必要な情報をこどもの視点に立って分かりやすく発信します。

【説明】

- ・この条例の主体であるこどもが自分たちの持つ権利や受けられる支援を知ることが、この条例を制定する目的の一つであり、こどもたちが理解しやすい方法や言葉で情報発信に努めることを規定しています。

こどもの社会参加の機会の促進（第15条）

（こどもの社会参加の機会の促進）

第15条 市は、こども施策について、こどもが意見を表明し、市政に参画する機会を提供します。

2 市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、こどもが地域社会の一員として、自分の意見を表明し、社会に参加する機会を提供するよう努めるものとします。

【説明】

- ・こどもは年齢や発達段階に応じ、市民の一人として意見を表明することができます。こども施策を推進する際には、市や関係機関は、こどもが地域社会に参加する機会を増やすよう努めるとともに、こどもから出された意見を尊重し、こどもの主体的な活動を支援することを規定しています。

計画の策定等（第 16 条）

（計画の策定等）

第 16 条 市は、こども施策についての計画（以下「計画」といいます。）を策定します。

2 市は、計画の策定に当たっては、こども、保護者その他関係者の幅広い意見を聴くとともに、その意見を反映させるために必要な措置を講じます。

3 市は、計画を策定したときは、速やかにこれを公表します。

4 市は、計画に基づく施策の実施状況等について、新発田市子ども・子育て会議条例（平成 26 年新発田市条例第 2 号）第 1 条に規定する新発田市子ども・子育て会議において定期的に検証を行います。

【説明】

- ・こども条例の基本理念に基づき、こどもが幸せに暮らすことができる、「こどもにやさしいまち」の実現に向けたこども施策に市役所全体で取り組んでいくこと規定しています。
- ・市のこども施策をまとめた計画については、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で取組の充実・見直しを検討し、必要に応じて改善することとしています。また、市の附属機関である「新発田市子ども・子育て会議」において、専門的知見から意見・評価をいただきます。

広報及び啓発（第 17 条）

（広報及び啓発）

第 17 条 市は、この条例及びこども施策について、こども、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者の関心や理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行います。

【説明】

- ・市が、こども、保護者、市民等に条例やこども施策の内容及び趣旨について、広く知ってもらい、関心と理解を深めてもらう取組を行うことについて規定しています。

財政上の措置（第 18 条）

（財政上の措置）

第 18 条 市は、こども施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

【説明】

- ・市がこども・子育て支援に必要な予算や人材を確保することを規定しています。

■ 第5章 雑則

委任（第19条）

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

【説明】

- ・この条例の施行について必要なことは、市長が規則や要綱で別に定めることを規定しています。

■ 附則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

【説明】

- ・附則には、この条例の施行期日に関する事項を定めています。